

宅地建物取引業法（昭和 27 年法律第 176 号。以下「法」という。）第 66 条第 1 項第 1 号の規定により、次のとおり免許を取消したので、法第 70 条第 1 項の規定により公告します。

令和 5 年 6 月 16 日
香川県知事 池田 豊人

(1) 処分年月日

令和 5 年 6 月 16 日

(2) 処分対象業者

商号又は名称	有限会社ヘルシーリース
代表者の氏名	木太 万理
主たる事務所の所在地	香川県さぬき市志度 633 番地 5
免許証番号	香川県知事（7）第 3343 号
免許年月日	令和 3 年 4 月 12 日
当初免許年月日	平成 5 年 4 月 12 日

(3) 処分内容

宅地建物取引業免許の取消し

(4) 処分理由

被処分者は、法違反の罪を犯したことにより罰金刑に処せられ、令和 5 年 2 月 28 日にその執行が終わったことから、法第 5 条第 1 項第 6 号に規定する免許の欠格事由に該当することとなった。

このことは、法第 66 条第 1 項第 1 号に規定する免許の取消事由に該当する。